

## 平成 2 1 年度福祉部定期監査措置結果通知

指摘事項	措置結果通知（平成 2 2 年 7 月受領）
<p>生活保護受給者が死亡した際の遺留金品の取扱いについては、生活保護法第76条（遺留金品の処分）及び同施行規則第22条並びに板橋区会計事務規則第105条に基づき、歳入歳出外現金として、保管することとされている。</p> <p>しかし、平成 20 年 7 月 28 日に死亡した生活保護受給者の遺留金品を板橋福祉事務所ケースワーカーが病院から受領した際、受領記録を作成せず、当該遺留金を私的に流用した事実が、平成 21 年 6 月 4 日に発覚した。</p> <p>発覚後、遺留金品は区を通じ、遺族側に引渡されたが、区民の区政への信頼を著しく損ねたことは甚だ遺憾である。</p> <p>今般の不正事故は、ケースワーカーが遺留金を私的に費消したものであり、以下の問題があったので指摘する。</p> <p>(1) 区は、受領した遺留金品について、法令により適正な事務処理を行わなければならないにも関わらず、これを怠った。今後、遺留金品の取扱いは、法令による適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 遺留金品の受領については、管理記録を作成し、査察指導員及び福祉事務所長が確認するとともに、当該金品の授受は、複数のケースワーカーで行うなど、遺留金品取扱いの適正化を図り、再発防止に努められたい。</p>	<p>(1) 区が受領した遺留金品の取り扱いについて、生活保護法及び区会計事務規則に則り適正な事務処理を行うよう、福祉事務所長から職員に対し、3福祉事務所の査察指導員会議をはじめ生活保護事務研究会において周知徹底した。</p> <p>(2) 遺留金品取扱いの適正化を図るため、被保護者の死亡連絡を受けたときは、担当職員が死亡廃止処理経過票（別紙 1）に事務処理経過を記録し、査察指導員（保護係長）及び福祉事務所長が内容を確認したうえで確認欄に押印している。</p> <p>また、遺留金品の取り扱いについては、病院や施設関係者等から福祉事務所長に対し、遺留金品の有無に関わらず、遺留金品報告書（別紙 2）を提出してもらうこととし、遺留金品があって区に引き渡される場合は、複数の職員により受領し、報告書に受領者及び立会い者の氏名を記載することとした。</p> <p>なお、受領した遺留金の取り扱いについては、区会計事務規則第 105 条の規定に則って歳入歳出外現金の収支手続きを行い、遺留品については、適切に保管することにより適正な事務処理に努めていく。</p> <p>以上のことも含め、遺留金品を適正に取り扱い、再発防止に努めるよう 3 福祉事務所内で確認した。</p>